

令和2年度 稲敷市市民活動補償制度のご案内

1 補償制度の概要

この制度は、安心して市民活動に参加できる地域社会の実現を図ることを目的として、公共性のある活動を行う市民活動団体等が活動中に不測の事故により負傷したとき又は損害賠償を負う場合に市が加入した保険で補償する制度です。

公益性のある活動とは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動で、「自分たちの楽しみのための活動」、「趣味を深めるための活動」などは、この制度の補償の対象になりません。また単なる観覧者など、不特定多数者は補償対象となりません。

市が保険料を負担しますので、市民活動団体等の負担は不要です。また、事故発生後に手続きをしていただきますので、事前の手続きも不要です。

2 補償の種類

(1) 賠償責任補償

市民活動中に賠償補償対象者の過失により市民活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、当該賠償補償対象者が法律上の損害賠償責任を負う事故。

(2) 傷害補償

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、傷害補償対象者が死亡又は負傷し、若しくは発症する事故(熱中症(熱射病及び日射病)並びに細菌性食中毒及びウイルス性食中毒(以下これらを「熱中症等」という。))を含む。

※市民活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路における往復中については、傷害事故についてのみ適用となります。

3 補償の対象となる公益活動

市内に活動拠点を置き、おおむね5名以上の共通の目的をもち自主的に組織された市民活動を行う団体による「公益性のある活動」が対象となります。

ただし、日本国外の活動、営利・政治・宗教に係る活動、職業又は報酬を得て行う活動(交通費等の実費程度のもを除く)、職場又は学校行事として行う活動を除きます。

種類	対象活動例
地域社会活動	盆踊り、町内会祭り、防犯・防火・防災活動、清掃活動、リサイクル活動、里山保全活動
社会福祉活動	福祉施設等への援助活動、高齢者・障がい者への援助活動
社会奉仕活動	道路・公園・河川等公共施設の清掃と草刈り、ボランティア活動
社会教育活動等	子ども会活動、PTA活動、登下校時間帯の見守り活動、文化活動等

※このような活動であっても、『自助活動』にあたる場合や活動の内容によっては、補償の対象とならないことがありますので、必ずお問い合わせ下さい。

※ボランティア活動をしている4名以下の団体、個人の方はボランティア活動保険がございます。詳しくは社会福祉協議会(☎029-892-5711)までお問い合わせ下さい。

4 補償の内容

(1) 賠償責任補償

- ①身体賠償 1人1億円まで(1事故3億円まで)
- ②財物賠償 1事故500万円まで
- ③保管物賠償 1事故500万円まで

【補償されない主な場合】

- ・賠償補償対象者の故意、または飲酒等の状態で発生した事故
- ・戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は騒じょうにより発生した事故
- ・地震、噴火、洪水、津波その他の自然現象により発生した事故
- ・賠償補償対象者の同居の親族に対して発生した事故
- ・賠償補償対象者が所有し、使用し、若しくは管理する車両(原動機が専ら人力である場合を除く)、船舶及び動物に起因して発生した事故
- ・施設の建設、改築、改造、修理等の工事に起因して発生した事故
- ・保険契約に係る保険約款及び各種特約条項において免責とされる事故

(2) 傷害補償

- ①死亡補償 500万円(熱中症等は300万円)
- ②後遺障害補償 後遺障害の程度に応じて500万円まで(熱中症等は300万円まで)
- ③入院補償 日額3,000円
- ④手術補償 3,000円×手術の種類に応じた倍率
- ⑤通院補償 日額2,000円

※①・②・③は事故発生から180日までの死亡・後遺障害・入院

※⑤は事故発生から180日までの通院で計90日まで補償

【補償されない主な場合】

- ・傷害補償対象者の故意、または飲酒等の状態で発生した事故
- ・戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は騒じょうにより発生した事故
- ・地震、噴火、洪水、津波その他の自然現象により発生した事故
- ・傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失により発生した事故
- ・傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為により発生した事故
- ・傷害補償対象者の山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な行為により発生した事故
- ・傷害補償対象者の無資格運転又は酒酔い運転等の違法行為により発生した事故
- ・医学的他覚症状のない頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛
- ・運動競技、レクリエーション又は文化活動を行うことを目的として組織された市民団体等で当該団体管理下の運動競技、レクリエーション又は文化活動に参加中の当該市民団体等の構成員等(指導者等を除く)の事故
- ・保険契約に係る保険約款及び各種特約条項において免責とされる事故

5 保険金請求手続きの流れ

①市民協働課へ事故の連絡

事故が起きたら、いつ？どこで？だれが？だれを（なにを）？どうして？どうなったか？という事故内容を確認し、14日以内に市民協働課に連絡して下さい。

市民協働課より事故報告書様式をお渡しします。

*賠償責任事故の場合は、損害を証明するために現場状況や損害状況の写真を撮影して下さい。その後、速やかに市民協働課へご連絡下さい。

②事故報告書の提出

事故報告書に必要な事項を記入・押印のうえ、下記の書類と一緒に市民協働課へ提出して下さい。

「事故発生時の活動内容」と「事故発生状況」は、具体的に記入して下さい。

添付書類1	団体の概要を把握するための資料（会則・規約，事業実績報告書，予算・決算書，年間計画書等）
添付書類2	当日の活動についての資料（パンフレット，通知文，回覧等）
添付書類3	当日の指導者等及び参加者の名簿（会員名簿でも可）

*事故報告書受領後，市において補償制度の対象となるかを審査し，判定結果を通知します。

③請求手続き（補償制度の対象となる場合）

保険会社代理店から保険金請求者へ保険金の請求に必要な書類を送付しますので，傷害補償の場合は治療等が全て終わった後で書類を提出していただきます。その後，指定された口座に保険金が振り込まれます。

*保険金が10万円を超える場合には，別途医師の診断書等が必要となります。診断書に係る経費は，請求者の自己負担となります。また，保険金の種類に応じて，その他添付書類が必要となる場合があります。

【お問い合わせ】 稲敷市 地域振興部 市民協働課

〒300-0595 稲敷市犬塚 1570 番地 1 ☎029-892-2000 FAX029-893-1554